

預かり保育事業の無償化について

◎対象者

- ①施設等利用給付2号認定を受けた、3歳児から5歳児（小学校就学前）の園児
 - ②施設等利用給付3号認定を受けた、2歳児（満3歳）の園児
- ※どちらかに当てはまり、預かり保育事業を利用された方（市から認定を受けている必要あり）
※1号認定の認定こどもが預かり保育を利用した場合は、全額保護者負担です。

◎無償化の上限額

- ①施設等利用給付2号認定 月額11,300円を上限に無償化
 - ②施設等利用給付3号認定 月額16,300円を上限に無償化
- ※実際に支払った額と、1日450円×預かり保育利用日数の額を比較し、上限範囲内で低い方の額を給付

◎手続きの流れ

1. 幼稚園に「預かり保育に係る利用料」を支払った後、市に請求が必要
2. 提出された請求書を審査し、市から直接請求者の指定する口座に振込み

◎手続きに必要なとなる書類

1. 施設等利用費請求書（償還払い用）（様式第19号）
 2. 領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書（負担した利用料と内訳が確認できる書類）
 3. 委任状（必要に応じて）
- ※ 2は、各幼稚園で発行されますので、各自で必ず保管しておいてください。

◎手続きの時期

原則、四半期ごとに請求書等を提出していただきます。

施設等利用費給付額の算出方法

例1) 預かり保育の利用料が、1日（回）650円で、1ヶ月の利用日数が20日の場合
実際に支払った額 $650円 \times 20日 = 13,000円$ …A
給付限度額 $450円 \times 20日 = 9,000円$ …B
◎AとBを比較して、低い方である 9,000円 を給付します。

例2) 預かり保育の利用料が、1日（回）300円で、1ヶ月の利用日数が10日の場合
実際に支払った額 $300円 \times 10日 = 3,000円$ …A
給付限度額 $450円 \times 10日 = 4,500円$ …B
◎AとBを比較して、低い方である 3,000円 を給付します。

例3) 預かり保育の利用料が、曜日により違い月曜～金曜 400円、土曜 600円で、平日15日、土曜日2日（合計17日）利用した場合
実際に支払った額 $400円 \times 15日 = 6,000円$
 $600円 \times 2日 = 1,200円$ 合計7,200円 …A
給付限度額 $450円 \times 17日 = 7,650円$ …B
◎AとBを比較して、低い方である 7,200円 を給付します。

※ 請求書類は、手続き時期に合わせてお知らせします。

